

## 第1章 計画の枠組み

### 第1節 計画の目的

史跡カリンバ遺跡は、恵庭市黄金地区の旧カリンバ川流域に所在する。この史跡は、縄文時代後期中葉から晩期前葉にかけて墓域を伴う集落が営まれた遺跡で、多量の漆製品が検出された段丘上の土坑墓群と、生活・作業空間として機能していた低地部がセットで残されている。特に、後期後葉の土坑墓から出土する漆製品は、質・量とも他に類を見ないものである。豊富な副葬品をもつ土坑墓群と数多くの大型合葬墓は、縄文時代の埋葬習俗、装身文化、漆工技術を考える上で極めて重要である。カリンバ遺跡は、それらが高く評価され、平成17年に国の史跡に指定された。また、大型の合葬墓から見つかった多種多様な装身具類は、平成18年に国の重要文化財に指定された。カリンバ遺跡は、史跡と重要文化財に指定された国内でも数少ない遺跡である。そこで、全国的にも貴重な史跡カリンバ遺跡を良好な状態で後世に引き継ぎ、史跡と重要文化財の保護と活用を目的とした整備計画の推進が求められた。これを受け、恵庭市は平成20年5月に「史跡カリンバ遺跡整備基本構想」、平成23年3月には「史跡カリンバ遺跡保存管理計画」を策定した。

本書「史跡カリンバ遺跡整備基本計画」は、この貴重な史跡カリンバ遺跡を保存整備し、恵庭市の文化遺産の拠点として市民を始めとする多くの人々に活用され、遺跡の価値を損なうことなく次世代に伝えることを目的とする。同時に史跡の整備と活用は、恵庭市の特性を活かした地域共同体の形成に資するものであり、さらには恵庭市民憲章の「知性をたかめ、かおりゆたかな文化のまちをつくりましょう」にも繋がるものである。



図版1 史跡カリンバ遺跡空撮（南から、平成11年7月団地中央通地区の発掘調査）

\*史跡カリンバ遺跡は、遺跡の脇を流れていた旧カリンバ川から名付けられ、「カリンバ」はアイヌ語で、「桜の木の皮」の意。

## 第2節 対象範囲

計画の対象は、史跡指定地とその周辺の史跡関連用地及び史跡周辺地区である（図1）。史跡指定地は、段丘面と低地面に分けられる。段丘面は市道団地中央通地区で東西に分けられ、それぞれ東地区、西地区と呼称する。低地面は北地区と呼称する。団地中央通地区は大型合葬墓4基が検出されたが、道路建設により削平されたため、史跡指定地とはなっていない。だが、団地中央通地区の大型合葬墓から出土した漆製品や玉類等は、重要文化財に指定されている。史跡指定地においては、地下遺構を痛めることのないよう現状保存していくことが最も重要である。一方、現状保存を第一義としながらも、公開・活用についても検討する必要がある。なお、恵庭市では、公開・活用に資する目的で、史跡関連用地を確保している。史跡関連用地は、南西側周辺地区①・②、南東側周辺地区がある。また、史跡に隣接する北東側周辺地区（カリンバ自然公園）も計画地域に含め、これらを一体として公開・活用と景観保全を計画する。さらには、近隣の文化財、関連施設とネットワーク化した活用も計画する。

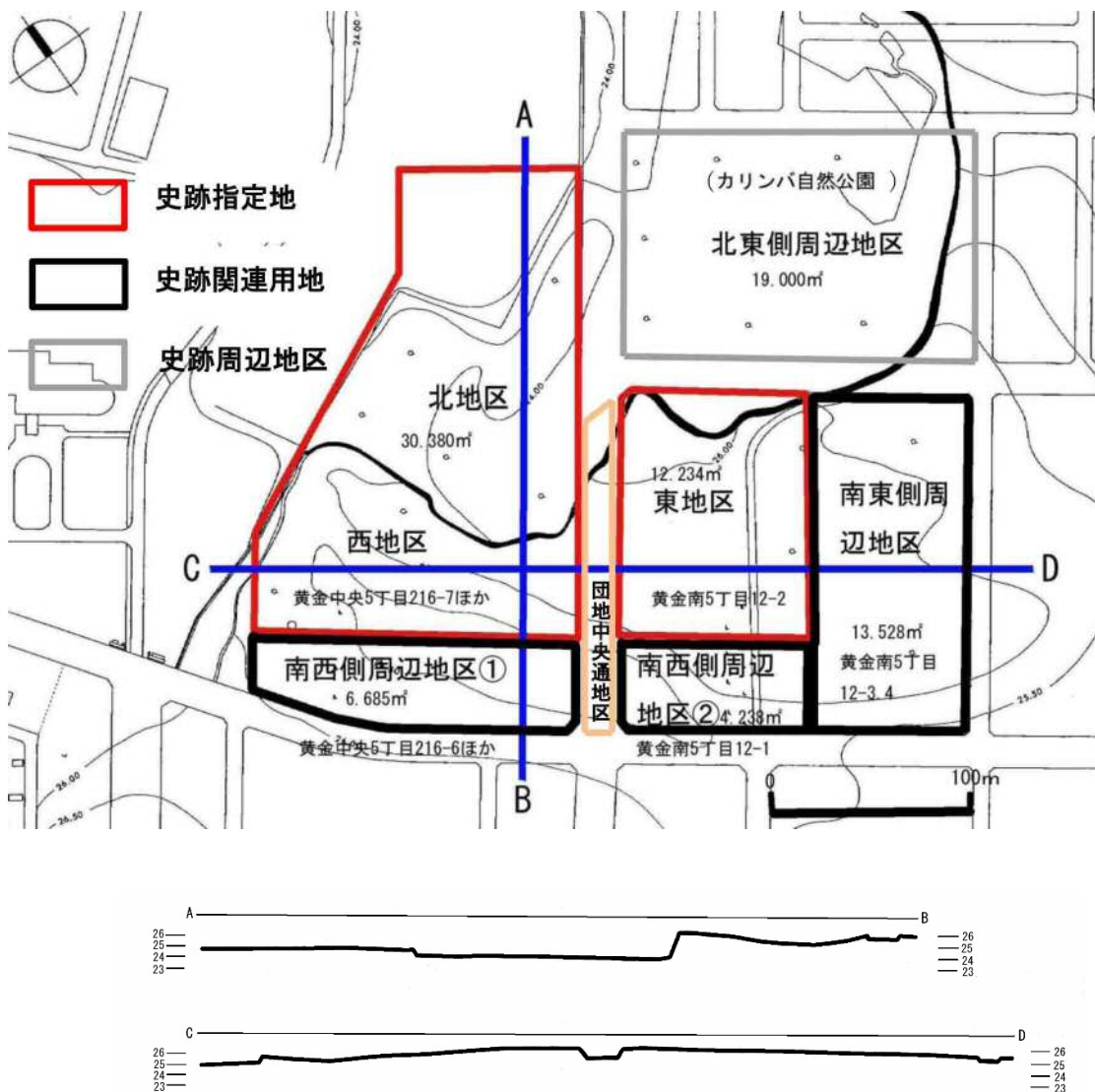


図1 基本計画の対象範囲

### 第3節 整備事業の推進について

史跡整備は、埋蔵文化財の保存と活用のための整備にとどまらず、恵庭市のまちづくりの目標を定めた総合計画を始め、まちづくり基本条例、都市計画マスタープラン、環境基本計画、緑の基本計画等と密接に関連する。

史跡整備をこのような各種計画に関係する事業と位置付けながらも、計画の独自性、主体性をもちながら事業を推進するため、専門家による助言や市民からの意見を幅広く取り入れていく必要があった。このような考え方に基づいて、平成12年度から17年度まで遺跡の内容確認と保存に向けた「カリンバ遺跡整備検討委員会」を組織し、史跡の保護に取り組んだ。その結果、平成17年にカリンバ遺跡は国の史跡に指定された。

これを受け、整備実施、整備後の公開・活用、まちづくり等総合的な事業推進を目的に「史跡カリンバ遺跡整備計画策定委員会」を組織した。また、これに並行して市民による整備と活用をテーマにした「市民ワークショップ」による意見徴集を平成17・18年に行い、整備の方向性を検討した。これらを経て、平成20年5月に整備の基本的な考え方を定めた「史跡カリンバ遺跡整備基本構想」を策定した。また、史跡の保存を確かなものとし、永く後世に伝えるため平成23年3月に「史跡カリンバ遺跡保存管理計画」も策定した。

平成24年度以降恵庭市は、整備を具体的かつ円滑に進めるため「史跡カリンバ遺跡整備基本計画策定委員会」を設置し、文化庁及び北海道教育委員会の指導を受けながら、基本計画の策定を推し進めていくこととした。



図版2 土坑墓群の検出状況（平成11年11月市道団地中央通地区）



## 第2章 史跡指定地の状況

史跡指定地は、低地面の林の中に旧カリンバ川の流路跡が残り、今も湧水によってわずかな流れがある。この川で削られた高さ2～3mの段丘崖により、史跡指定地は低地面と段丘面に分けられる。段丘の東西2か所に舌状の張り出し部があり、東側の段丘縁辺部に縄文時代の遺構が集中している。この中に史跡カリンバ遺跡を代表する後期後葉から晩期前葉の土坑墓群が多数存在する。

史跡指定地の中央には、市道団地中央通が南北に走っている。この道路建設に伴う平成11年度の発掘調査で大型合葬墓を含む土坑墓群が多数見つかった。調査後、土坑墓群は道路建設により削平されたが、その後の団地中央通地区の周辺で行った詳細分布調査によって、道路を挟んだ東西両地区に土坑墓群や竪穴住居跡等多数の遺構が存在していることが判明した。

史跡指定地のうち段丘面にある東西両地区の現況は、主に草地である。東地区は東端にミズナラ、トドマツの二次林がある。西地区は昭和50年代まで農地として使用されており、西端付近には放置された旧溜め池、老朽化したサイロが残る。

北地区の低地面は、北端域の盛土地帯に生えるヤナギ林を除くと、ヤチダモ、ハンノキを主体とする広葉樹林で、隣接する北東側周辺地区（カリンバ自然公園）とほぼ同じ植生である。春には旧カリンバ川流路跡にミズバショウの群落が見られ、オオバナノエンレイソウ、エゾエンゴサク等の花が咲き、夏にはツリフネソウ、スゲ類等の植物が生い茂る。史跡指定地を中心に行った環境調査によると、植物は65科200種が確認され、希少種のフクジュソウ等も確認されている（エヌエス環境株式会社2009）。また、動物はチゴハヤブサやニューナイスズメ等、20科34種の鳥類が確認されている他、オシドリ、ナツアカネ、エゾトミヨ等の希少種も確認されている。低地面は厚い粘土層に覆われているが、粘土層を掘り下げると浅い所から水が湧き出す。粘土層の下、1.5～2mの所に褐色～黒色土層があり、それらの土層中には段丘面に墓地を残した人々の生活・作業空間と考えられる遺跡が広い範囲に残されている。



図2 史跡指定地と周辺の地形

### 第3章 保存に至る経緯

カリンバ遺跡で初めて行われた発掘調査は、昭和51年に札幌大学が行った学術調査である。調査は、昭和58年まで断続的に数回行われ、擦文時代の竪穴住居跡、アイヌ文化期のチャシ跡等重要な遺構が発見された。

その後、平成11年に市道団地中央通建設に伴う発掘調査が行われた。調査により、縄文時代の土坑墓が多数検出され、後期後葉の土坑墓群からは漆塗りの装身具類が数多く出土した。特に大型合葬墓には多種多様な装身具が副葬されていた。

大型合葬墓3基(118・119・123号)は積雪前に調査を終えることが困難であり、また道路建設の変更も不可能であった。そこで関係機関と協議した結果、大型合葬墓3基を現地から切り取り、室内で調査を継続することが決定した。大型合葬墓3基は、11月下旬に切り取られ、埼玉県川口市の民間研究所へ移送された。室内調査は平成12・13年に実施し、引き続き多種多様な装身具を検出した。

平成12年には市民の間で遺跡の保存を望む声が高まったことから、遺跡の保存と整備を目的に「カリンバ遺跡整備検討委員会」が組織された。そして平成12～15年度まで周辺区域を対象に詳細分布調査を実施した結果、団地中央通地区両側の東西地区に縄文時代後期から晩期の土坑墓や竪穴住居跡が広範囲に存在することが判明した。また、低地面の北地区に同時期の遺跡が存在することも明らかになった。これを受けて、カリンバ遺跡は、平成17年3月2日に国の史跡に指定され、恵庭市は、平成18年1月に42,614.73㎡を史跡用地として公有化した。また、史跡指定地南西側の市道黄金中島通に沿う南西側周辺地区①・②の10,923㎡についても、史跡関連用地として市費で購入した。史跡指定地南東側の南東側周辺地区13,527㎡も公共用地として取得済みであり、計画ではこの区域も史跡関連用地に含めている。

表1 史跡カリンバ遺跡 史跡指定までの調査経過概要

年	月 日	内 容
昭和51年	8月	札幌大学による発掘調査。昭和58年まで計4回実施
58年	8月	黄金地区開発計画に伴う範囲確認(試掘)調査
平成11年	5～11月	黄金土地区画整理事業「市道団地中央通建設」に伴う発掘調査
	7～9月	縄文時代後期後葉の大型合葬墓4基(30・118・119・123号)の検出
	11月	遺跡から大型合葬墓3基(118・119・123号)の切り取り
12年	5・6月	第1次詳細分布調査
	7～3月	大型合葬墓の室内調査を実施
13年	2月10日	第1回カリンバ遺跡整備検討委員会議を開催
	6～9月	大型合葬墓の室内調査を実施
	7～9月	第2次詳細分布調査
14年	5～7月	第3次詳細分布調査(低地面に生活・作業空間を確認)
15年	5～7月	第4次詳細分布調査
17年	3月2日	国史跡指定告示

## 第4章 史跡カリンバ遺跡の概要と周辺環境

### 第1節 発掘調査の概要

史跡カリンバ遺跡は、旧カリンバ川右岸地域の標高 25.4～26.4mの低位段丘面と、旧カリンバ川の流路沿いに広がる標高 24m前後の低地面に立地している。遺跡は、段丘面と低地面に分布しており、縄文時代からアイヌ文化期にかけての複合遺跡である。重要文化財に指定された遺物は、団地中央通地区から出土したが、団地中央通地区は、道路建設により遺跡が削平されたため史跡指定地外となっている。

#### 第1項 札幌大学の調査

調査年度：昭和 51（1976）・57（1982）～59（1984）年度

調査面積：約 600 m<sup>2</sup>

調査機関名：札幌大学

調査担当者：木村英明教授

調査原因：学術調査

特記事項：擦文時代前期の集落、アイヌ文化期のチャシ跡等が確認された。

報告書：木村 1985

#### 第2項 団地中央通地区の調査

調査年月日：平成 11（1999）年 5月 10日～11月 30日

調査面積：2,957 m<sup>2</sup>

調査機関名：市教委

調査担当者：上屋真一

調査原因：緊急調査（黄金土地区画整理事業に伴う市道団地中央通建設）

特記事項：漆塗り装身具や連珠等を多数副葬した大型合葬墓

が7月に1基（30号）、9月に3基（118・119・123号）の計4基検出された。10月30日には現地説明会を開催し、400名近い人が全国から駆けつけた。その後、冬になり屋外での調査が困難になったため、11月下旬に遺跡から大型合葬墓3基（118・119・123号）を切り取った。3基は埼玉県川口市の（株）東都文化財保存研究所へ移送し、3月から室内調査を開始した。

結果として、縄文時代後期後葉の大型合葬墓と単葬墓が計36基検出された。それらの土坑墓群に副葬された漆塗り装身具は128点に上る。その種類は櫛57点、腕輪35点の他に、頭飾り、額飾り、耳飾り、腰飾り帯、紐状製品等多様多様である。



合葬墓切り取り



室内調査

その他に、擦文時代前期の竪穴住居から炭化した横櫛が2点出土している。

報告書：市教委 2003a

### 第3項 詳細分布調査

調査年月日：平成12(2000)年5月10日～15(2003)年7月31日

調査面積：段丘面と低地面に、幅1～4mと一辺2m四方ないし4m四方の調査区を設定した。また、低地面の包蔵地範囲を確認する目的で、低地面のトレンチ周辺、北東側周辺地区(カリンバ自然公園)及び遺跡北西側に隣接する私立大学敷地内の計26か所で試掘調査を行った。

調査機関名：市教委

調査担当者：上屋真一、松谷純一、森秀之

特記事項：団地中央通地区の調査で重要な遺構と遺物が見つかったことから、詳細分布調査を実施した。調査の結果、縄文時代の土坑・土坑墓はトレンチ内に500基近くあり、そのうち漆塗り装身具や玉類等の副葬品を伴う可能性がある土坑墓は30基近く確認できた。それからすると、詳細分布調査区全体では土坑・土坑墓が2,000基を超えると推定される。また、トレンチ内で検出した土坑の時期を考慮すると、縄文時代後期から晩期の土坑が全体の7割以上を占めると推測できる。

低地面では、縄文時代後期から晩期の貯蔵穴1基、土坑5基、柱穴・杭穴67基、焼土と灰層各9基が確認できた。遺物は、縄文時代後期後葉から晩期前葉の漆塗りの櫛や腕輪、サメ歯、滑石製の玉が出土した。また同時期の赤色顔料の塊や赤色顔料が付着した石皿も見つかっており、縄文時代後期後葉から晩期前葉にかけて低地面が墓域に隣接する作業・生活空間として機能していたと考えられる。

報告書：市教委 2003b・2004a



図3 史跡カリンバ遺跡の発掘調査区



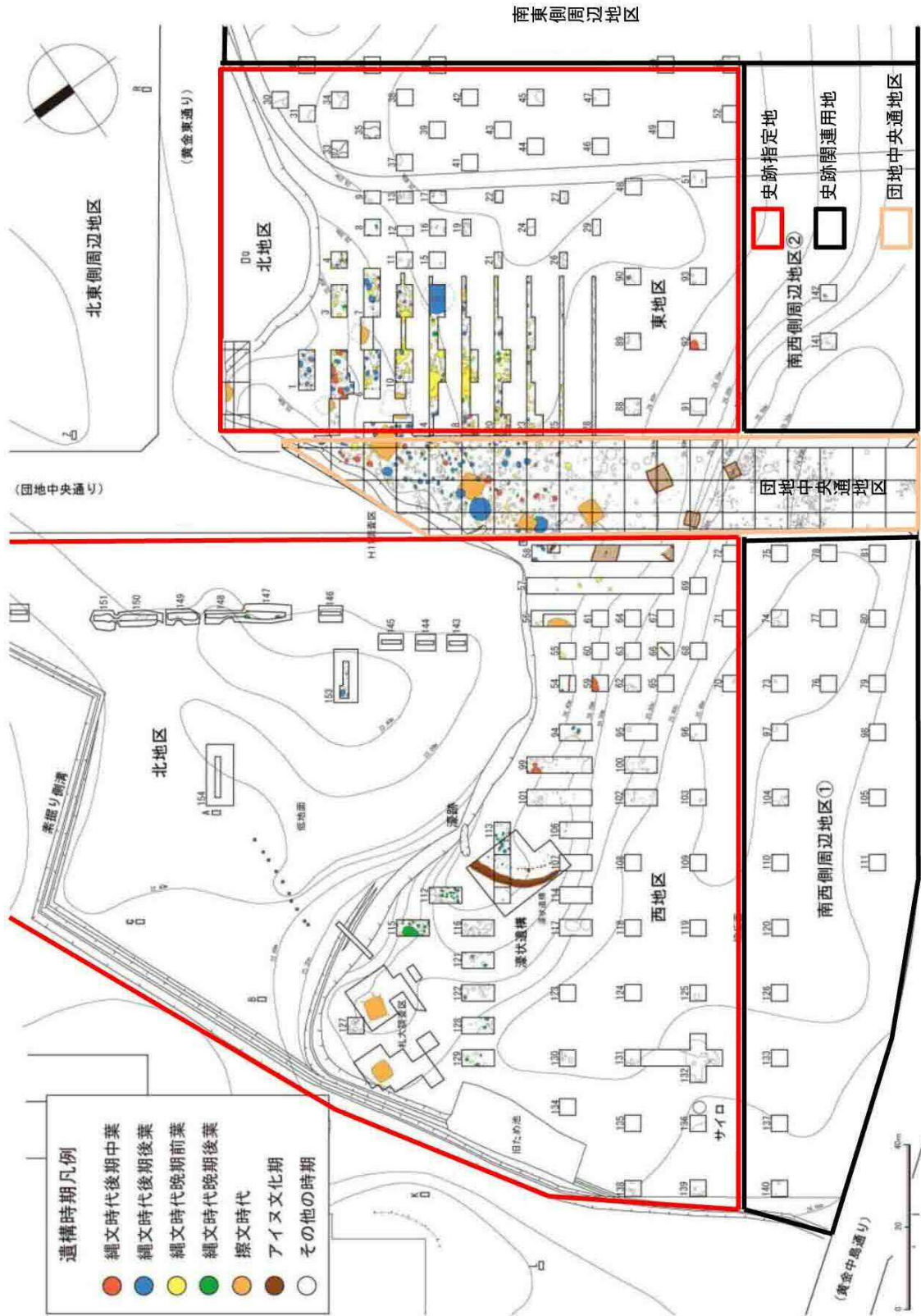


図4 史跡カリンバ遺跡 遺構位置図



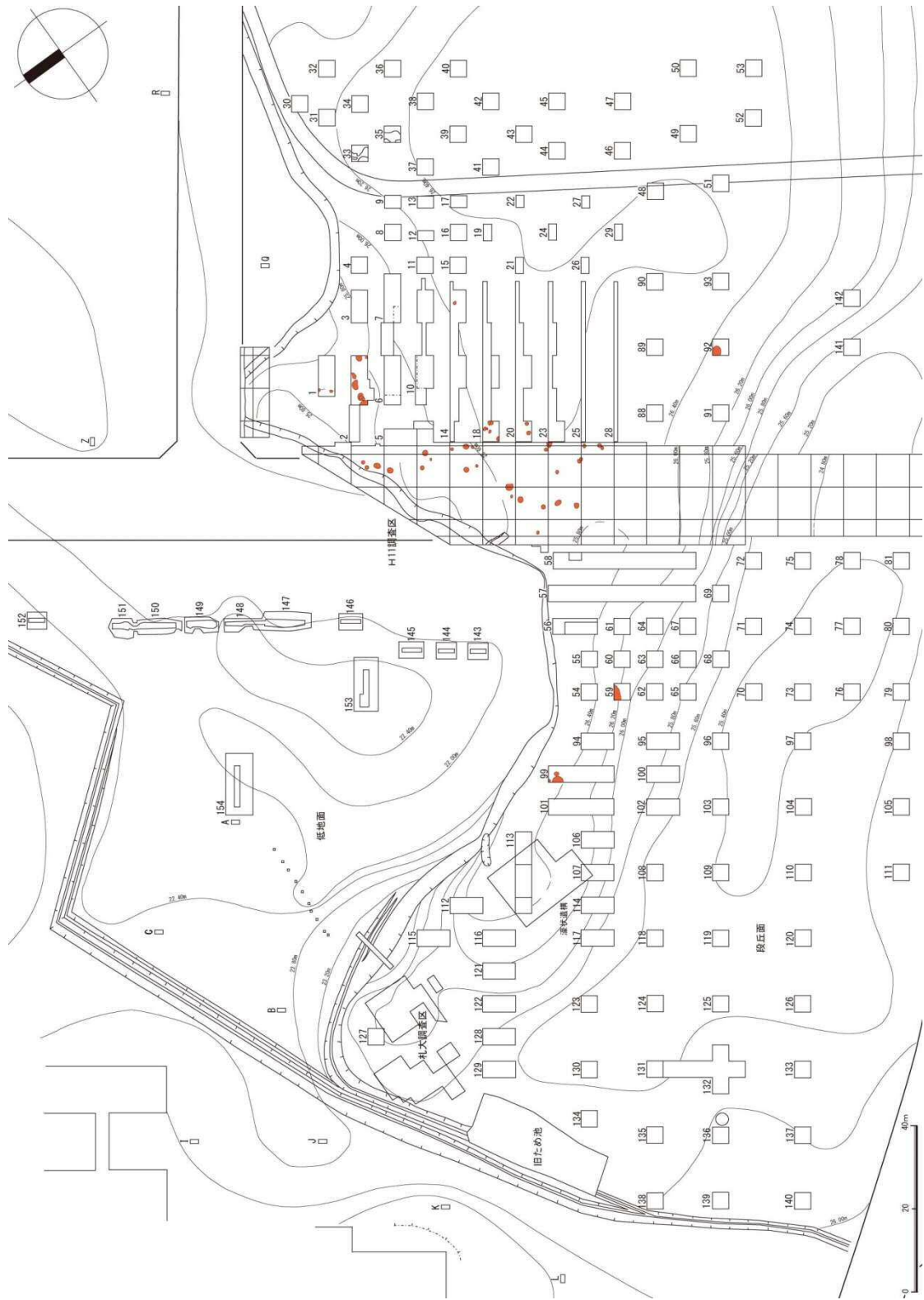


図5 史跡カリンバ遺跡 縄文時代後期中葉の遺構位置図

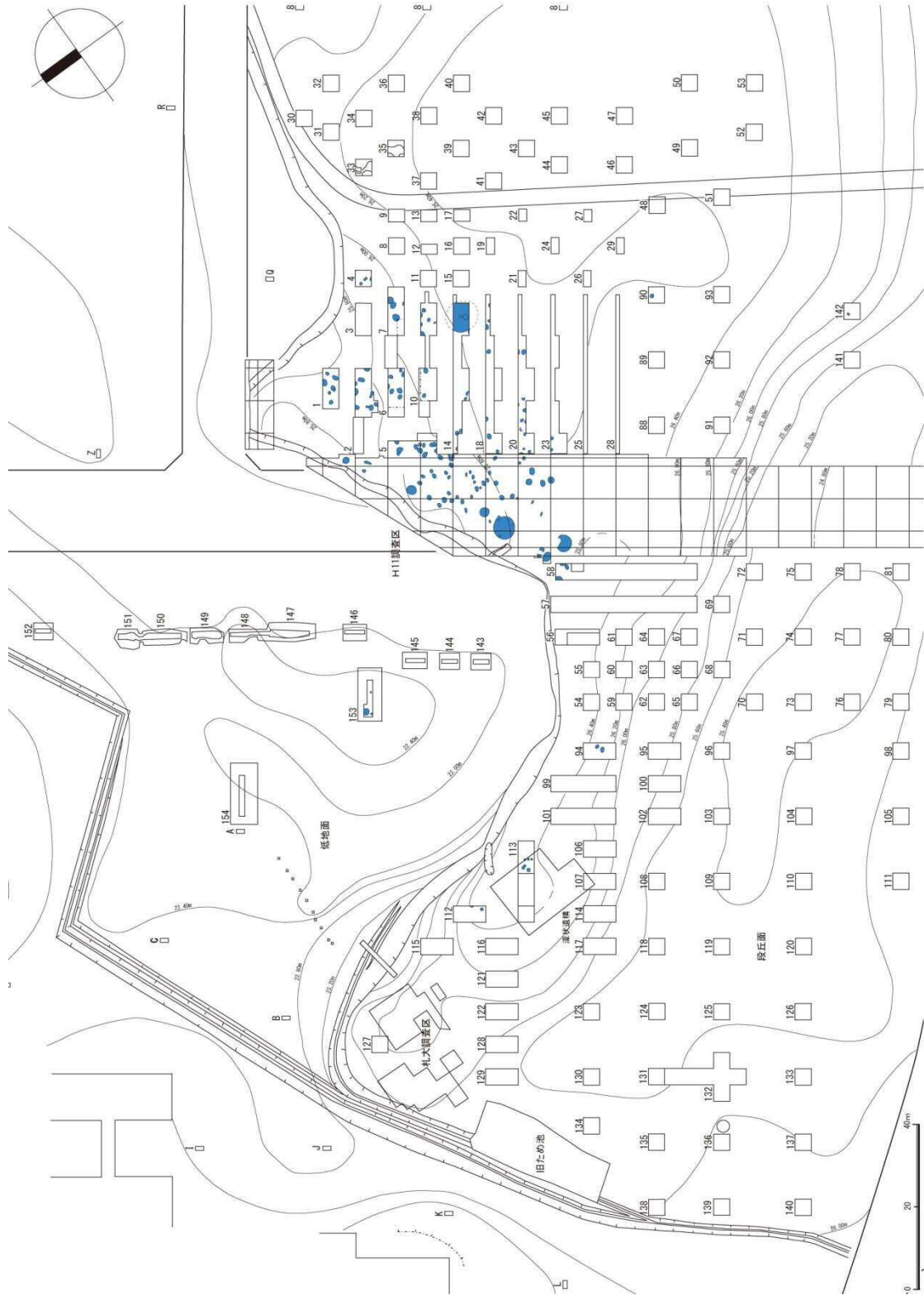


図6 史跡カリンバ遺跡 縄文時代後期後葉の遺構位置図



図7 史跡カリンバ遺跡 縄文時代晩期前葉の遺構位置図





図8 史跡カリンバ遺跡 縄文時代晩期後葉の遺構位置図



図9 史跡カリンバ遺跡 擦文時代の遺構位置図



図10 史跡カリンバ遺跡 アイヌ文化期の遺構位置図



## 第2節 史跡指定書及び官報告示の内容

### 指定通知（平成 17 年 3 月 2 日付け 16 庁財第 365 号）

本文：文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 69 条第 1 項の規定により、下記 1 の記念物を  
下記 2 によって史跡に指定します。

- 1 (1) 名称 カリンバ遺跡
- (2) 所在地及び地域 官報告示写しのとおり

#### 2 (1) 指定理由

ア 基準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）史跡の一部による。

イ 説明：北海道を代表する縄文時代後期後半から晩期初頭の大規模な墓地であり、豊富な副葬品を持つ土坑墓群や数多くの合葬墓は縄文時代の埋葬習俗、装身文化、漆工技術を考える上で極めて重要である。

#### (2) 官報告示（平成 17 年 3 月 2 日付け文部科学省告示第 22 号）

本文：文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 69 条第 1 項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

	名称
	所在地
	地域
<p>覧員備るメト（ス二四メ地ナ一メト（七七すよ三九ル Y マ八九ル Y マ四〇   号国</p> <p>に会考範ル X 五三三メ   点ス二   ル X 五・るつ七・ル Y マ八   囲五七 M イス九二 M イスメ   点( ) 土</p> <p>供及地 圃ト、    三三   ト ( 五三   ル X 三三   Y マ八   一五   四一   一五   一六   ナ   一〇   ナ   一   ト   点   による</p> <p>する。 〇ル) Y マ二二、マナ六メ   点ス二   ル X 三三   Y マ八   一五   四一   一五   一六   ナ   一〇   ナ   一   ト   点   による</p> <p>庭に 順をマナ八・ Y マ二二、マナ六メ   点ス二   ル X 三三   Y マ八   一五   四一   一五   一六   ナ   一〇   ナ   一   ト   点   による</p> <p>市関 順をマナ八・ Y マ二二、マナ六メ   点ス二   ル X 三三   Y マ八   一五   四一   一五   一六   ナ   一〇   ナ   一   ト   点   による</p> <p>教す 順をマナ八・ Y マ二二、マナ六メ   点ス二   ル X 三三   Y マ八   一五   四一   一五   一六   ナ   一〇   ナ   一   ト   点   による</p> <p>育る 結ス二七三三メ   点ス二   ル X 三三   Y マ八   一五   四一   一五   一六   ナ   一〇   ナ   一   ト   点   による</p> <p>委員 直三三   一〇   ト   X 三三   Y マ八   一五   四一   一五   一六   ナ   一〇   ナ   一   ト   点   による</p> <p>員測 線一〇   ト   X 三三   Y マ八   一五   四一   一五   一六   ナ   一〇   ナ   一   ト   点   による</p> <p>会に によ二・〇 Y マ二二、マナ六メ   点ス二   ル X 三三   Y マ八   一五   四一   一五   一六   ナ   一〇   ナ   一   ト   点   による</p> <p>を北 につ・〇 Y マ二二、マナ六メ   点ス二   ル X 三三   Y マ八   一五   四一   一五   一六   ナ   一〇   ナ   一   ト   点   による</p> <p>海置 て一七五マナ・ Y マ二二、マナ六メ   点ス二   ル X 三三   Y マ八   一五   四一   一五   一六   ナ   一〇   ナ   一   ト   点   による</p> <p>道教 囲七五マナ・ Y マ二二、マナ六メ   点ス二   ル X 三三   Y マ八   一五   四一   一五   一六   ナ   一〇   ナ   一   ト   点   による</p> <p>教 育 委 縦委 縦委</p>	<p>北海道恵庭市</p>

### 第3節 重要文化財指定書及び官報告示の内容

#### 指定通知（平成18年6月9日付18庁財第68号）

本文：貴所有の別紙文化財を、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により、重要文化財に指定する。

（官報告示 平成18年6月9日付け文部科学省告示第79号）

本文：文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により、次の表に掲げる文化財を重要文化財に指定する。

一、土器 一、サメ歯製品 一、玉類 一、漆製品 一、玉類 一、漆製品 一、玉類 一、土器	一、漆製品 一、玉類 一、土器	一、漆製品 一、玉類 一、土器	北海道カリンバ遺跡墓坑出土品 二十四点 五十一 点 四 点	名称及び員数	（考古資料の部）
				所有者	
				所有者の住所	

#### \*文化審議会の答申

種 別	重要文化財（考古資料）
名称及び員数	北海道カリンバ遺跡墓坑出土品 一括
所 有 者	恵庭市
解 説	恵庭市に所在する縄文時代後～晩期の墓により発見された副葬品の一括。赤漆によって塗彩された櫛・紐などの装飾品はデザインも多様で量も多い。縄文時代の彩漆技術の高さ・葬法の実態を知るうえで貴重である。（縄文時代）

## 第4節 主な遺構と遺物

### 第1項 団地中央通地区（段丘面）

前述したようにこの地区は史跡指定地外だが（図1参照）、ここで検出された大型合葬墓3基から出土した漆製品や玉類等は重要文化財に指定されている。遺構は、縄文時代早期から晩期に残された竪穴住居跡、土坑・土坑墓、焼土、擦文時代の竪穴住居跡、焼土等、アイヌ文化期の平地住居跡、焼土等が検出されており、これらに伴う遺物も多数出土している（図11）。縄文時代後期から晩期にかけての遺構群は、段丘縁から南側約80mの間に集中している。内訳は、竪穴住居跡3軒（後期前葉1、後期後葉2）、土坑・土坑墓約300基（早期～晩期）である。後期後葉の土坑墓36基は、漆塗り装身具や玉類等を副葬した土坑墓群で、大型合葬墓4基と単葬墓32基がある。

表2は、縄文時代後期後葉の土坑墓群から出土した副葬品一覧である。漆製品の内訳は、赤漆塗りの櫛56点を始め、腕輪35点、頭・額飾りの輪10点、耳飾りの輪6点、腰飾り帯2点等があり、他に渦巻き模様の付いた胸飾り、頭飾りの紐状製品等がある。また、玉製品は滑石、琥珀製の玉や赤彩された土製の玉等、総数900点余りが出土している。さらに、ホホジロザメやイタチザメの歯等も装身具として使われており、額飾りとして用いたもの、腰飾り帯に付けたものがある。墓の上からは注口土器、壺形土器等の祭祀用土器も出土している。

#### 1. 重要文化財が出土した大型合葬墓

##### (1) 118号土坑墓（大きさ1.65×1.50m、深さ0.92m）

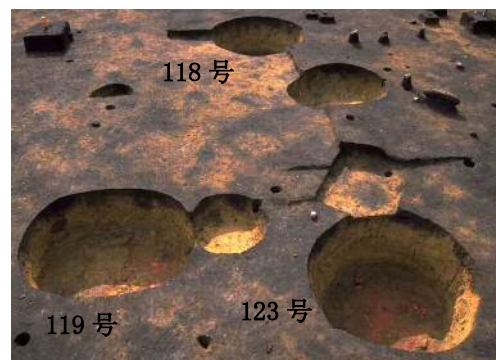
歯の位置と装身具の出土状態から4人を埋葬したと推定される。いずれも屈葬であり、埋葬頭位は3遺体が西側、1遺体が東側と推測される。中央部の2遺体は、髪に1個から数個の櫛を挿し、両腕に2ないし3個の赤と黒色の漆塗り腕輪、小さなサメ歯を飾り付けた腰飾り帯、胸飾り、玉の腕輪等を身に着けていた。

##### (2) 119号土坑墓（大きさ1.65×1.40m、深さ0.65m）

遺体層と装身具の出土位置から2人を埋葬した楕円形の大型合葬墓である。遺体は東西に並べて置かれ、1遺体の頭部周辺から櫛9個が出土した。頭飾り輪、額飾り輪、耳飾り輪の他に、赤やオレンジ、ピンク色の腕輪、精緻な文様を施した漆塗りの腰飾り帯が見つかった。玉は、琥珀や滑石製の玉が多数出土した。

##### (3) 123号土坑墓（大きさ1.65×1.58m、深さ0.91m）

歯の位置と装身具の出土状態から5人を埋葬したと推定される。前2例の大型合葬墓同様、基本的に頭を西側に置いているが、1遺体だけ東側に頭を向けている。墓の中央付近に、滑石と琥珀製の玉を連ねた首飾りを付け、漆塗りの腰飾り帯を巻いた遺体がある。その北側の遺体には、髪に櫛を3個挿し、漆塗りの輪4個とサメの歯1個で構成された頭飾りが付けられている。この他、滑石、琥珀製の玉が多数検出された。



大型合葬墓3基の検出状況



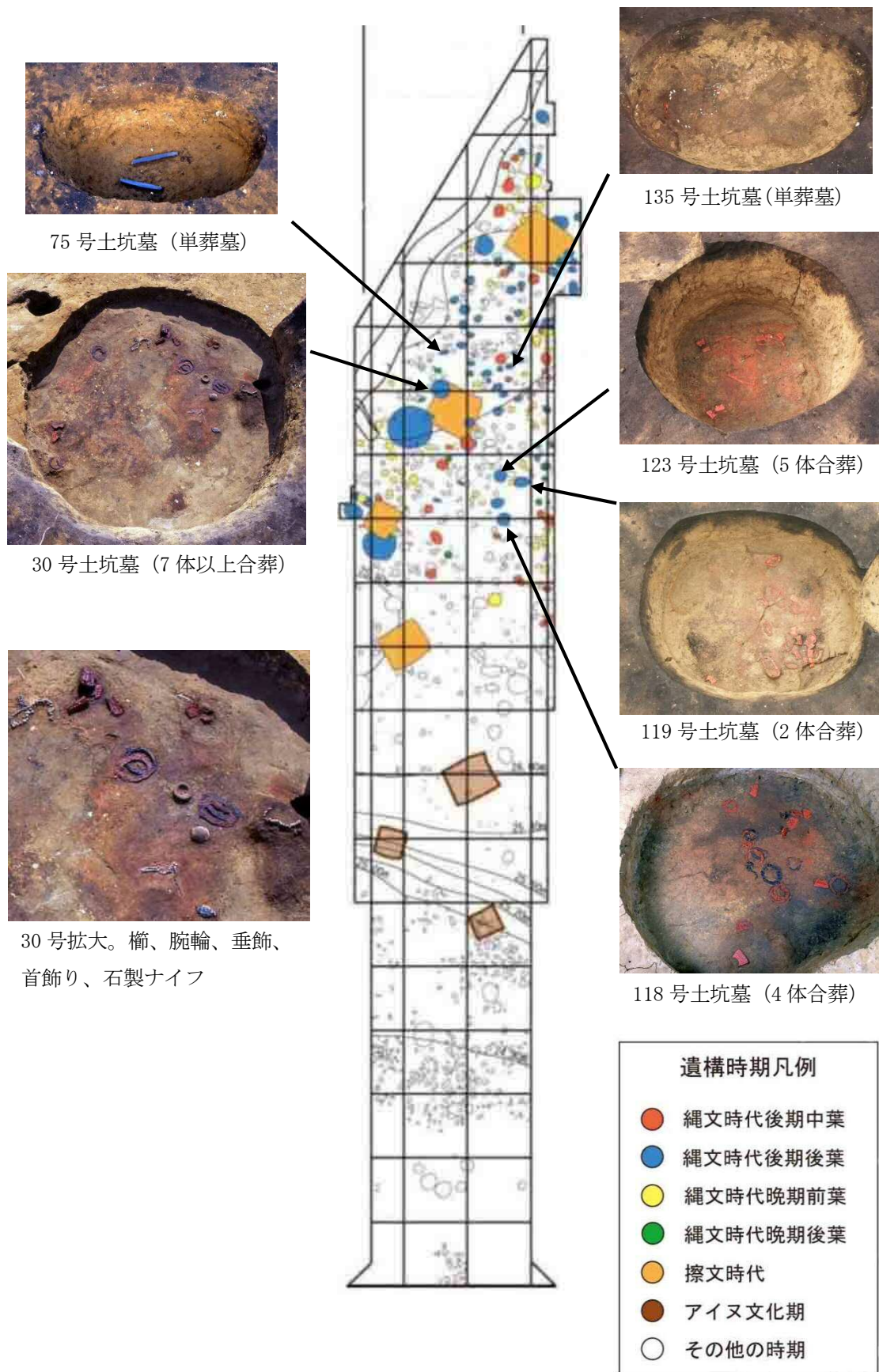


図 11 団地中央通地区の遺構位置図



123号土坑墓。透かし模様のある  
櫛とない櫛がある。

123号土坑墓。5遺体に装着した装身具  
出土状態。中心に腰飾り帯を巻いた人  
が埋葬されていた。



119号土坑墓。2遺  
体に装着した櫛、腕  
輪、腰飾り帯、玉類  
の出土状態。



118号土坑墓。2遺体に装着した櫛、  
髪飾り、腕輪、玉の腕輪。



135号土坑墓。1遺体に装  
着した櫛、サメ歯の額飾り、  
玉の首飾り。

図版3 団地中央通地区の主な土坑墓の副葬品出土状況



表2 団地中央通地区における縄文時代後期後葉の土坑墓副葬品一覧

墓No.	漆製品									玉	土玉	サメ歯	石棒	土製品	石器	礫	計
	櫛	腕輪	頭・額飾	耳飾	胸飾	腰飾	紐	簪	破片								
30	8	7								217					3		235
37										34							34
56	2											1					3
57	1								6	4	9					6	26
58																	0
75													2				2
76										7							7
77										27							27
78	1									34					1		36
80																	0
82	1									52		4					57
84																	0
85									1				1				2
86										4							4
87	1								1								2
88										3							3
93														1			1
95																	0
108																	0
112															1		1
113	1									26							27
116	1									23							24
117	1	1								56							58
118	10	15	1	2	1					52		28				2	111
119	13	6	4	2		1		3		111		1					141
120																	0
123	7	4	5	2	1	1	3			150		2					175
125																	0
126	3									17							20
133																	0
134	1	1													1		3
135	1									60	1	18					80
303	4	1								15							20
307																	0
308																	0
312																	0
計	56	35	10	6	2	2	3	3	8	892	10	54	3	1	6	8	1,099

表3 重要文化財一覧

土坑墓番号	漆製品	玉類	サメ歯製品	土器	計
118	24	51		4	79
119	30	131			161
123	16	139	1	1	157
合計	70	321	1	5	397

### 櫛



透かし模様のある赤漆塗り櫛。歯は腐って消滅しているが、長さ 8 cm、本数 12 本ほどと推測される。

### 漆製品とサメ歯



頭と耳の装身具。髪に櫛 3 個を挿し、サメ歯と漆塗り輪 4 個の額飾りを巻き、耳たぶに耳飾りを付けていたと推定できる。

### 髪飾り輪



植物の茎状のもので輪を作り、突起とクロス状隆起線で飾られている。

### 腕輪



赤とオレンジ色の 2 個セットで装着。

### 胸飾り



渦巻き模様のある小さな装身具。

### 腕輪



両腕に赤と黒色の腕輪を 3 個セットで装着。左の腕輪は結び目状の飾りがある。

### 腕輪



植物の茎状のもので作られた径の大きな腕輪。

### 腰飾り帯

植物の細い茎数本を束ねて作った漆塗りの帯。遺体の腹部（左）に帯を巻き留めた細い紐が垂れている。



図版 4 重要文化財（漆製品の一部）



連珠（重文）



連珠（重文）



連珠



滑石や琥珀製の玉と勾玉。首飾り、腕輪、足首を飾る輪として使用されたと考えられる。

小形土器

注口形土器（重文）



合葬墓の供献土器。特徴的な乳房状の底部と注ぎ口をもつ。



土坑墓周辺から出土した小形の土器。注口形土器とセットで使用か。

鉢形土器



口縁部に爪形文を巡らした深鉢形土器。煮炊きなどに使用した日用の土器。

壺形土器



丸い胴部に穴を開け、細い頸部に精緻な模様を入れている。土坑墓の上から口縁が下の状態で出土した。

図版 5 重要文化財他（玉類、縄文土器）

## 第2項 東地区・西地区（段丘面）

東地区・西地区は、史跡指定地である（図1参照）。

平成12～15年度に実施した詳細分布調査の結果、東西地区のトレンチで縄文時代中期以降の竪穴住居跡38軒、土坑・土坑墓688基、盛土遺構1基、焼土176か所等多くの遺構が確認された。分布域は、段丘縁に近い東西160m、南北120mの範囲に集中し、特に団地中央通地区に近い東地区に縄文時代後期後葉から晩期前葉の遺構が数多く存在している。この中には、石棒を副葬した土坑墓、ベンガラで赤彩された壺形土器が出土した土坑墓等もある。詳細分布調査の結果から、土坑・土坑墓の数は遺跡全体で約3,000基と推定できる。団地中央通地区で検出された大型合葬墓と同時期で、かつ漆塗り装身具や玉類を副葬した土坑墓は遺跡全体で200基ほどが存在すると推測される（図12・13）。

竪穴住居跡は、東地区の遺構集中域に多く確認されており、時期的には縄文時代後期から晩期のものがある。大型合葬墓と同時期と特定できる住居はないが、それに近い晩期前葉の竪穴住居跡は数軒確認されている。また、西地区からは縄文時代中期の盛土遺構が検出されている。

縄文時代以外の遺構では、東西両地区に続縄文時代の土坑・土坑墓が残されている。その他、東西両地区で擦文時代の集落跡が確認されており、札幌大学の調査では西地区の北西側に擦文時代前期の竪穴住居跡2軒が発掘されている。また、アイヌ文化期のチャシ跡も検出されている等、史跡指定地には縄文時代からアイヌ文化期にかけての遺構が数多く存在している。

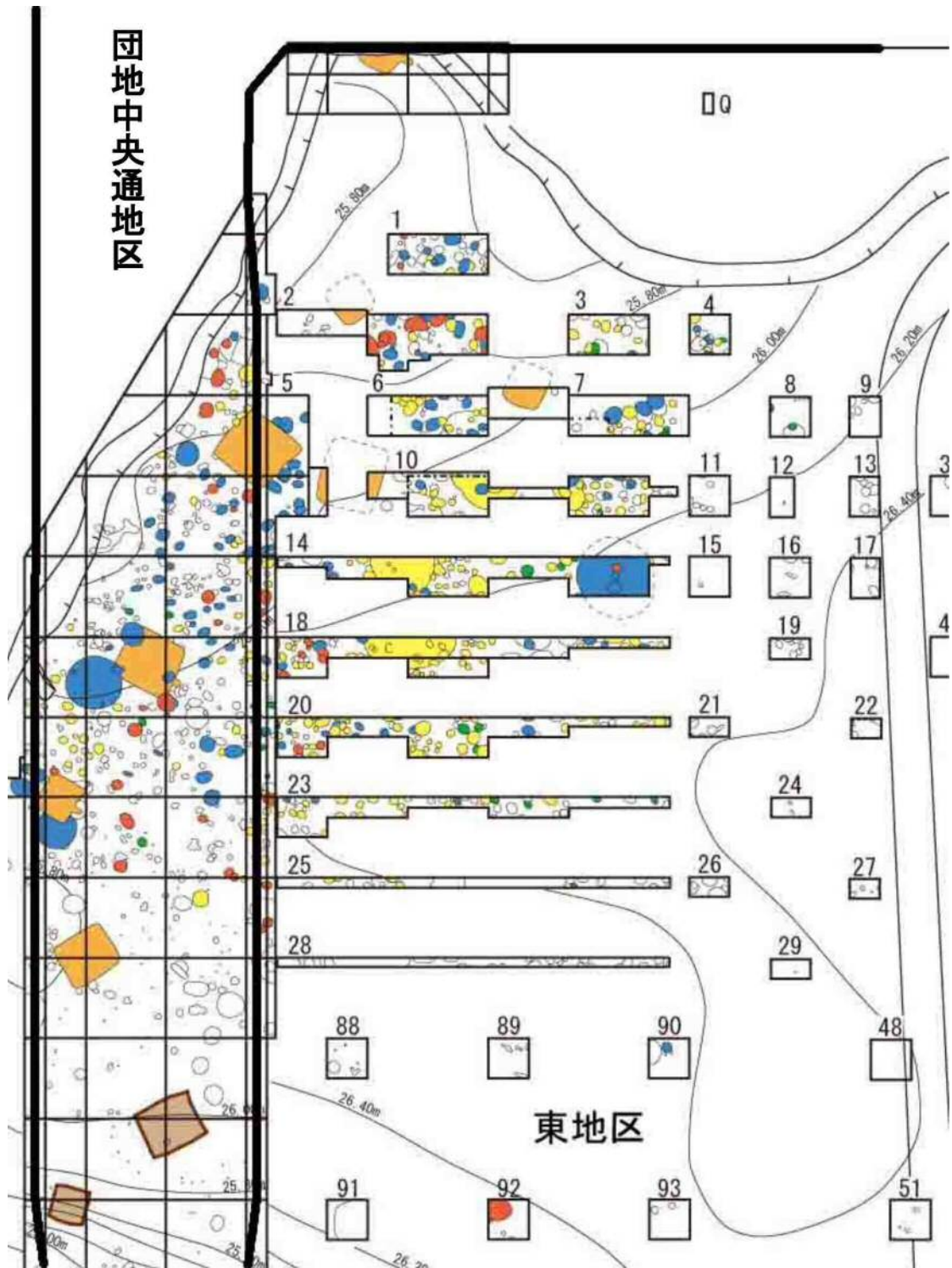
## 第3項 北地区（低地面）

北地区も史跡指定地である（図1参照）。

平成14・15年度の詳細分布調査で、低地面の地表下1.5～2mの土層から貯蔵穴や柱穴・杭穴、焼土、灰層等、縄文時代後期から晩期の遺構が多数検出された。分布域は比較的道路寄りのところにあり、面積は5,000㎡以上と推定される。

調査では、生活遺構とともに多量の土器片や石器が出土した。その他、注目される遺物として、漆塗り腕輪、サメ歯、滑石製や土製の玉、漆製品の顔料となるベンガラ等がある。また、顔料を擦り潰して粉にする板状の台石等も確認されたことは、低地面が日常の生活空間としてだけでなく、漆製品の製作に関連する作業空間であった可能性も示唆している（図13～15）。

また、焼けたサケ、シカ、イノシシ等の動物遺存体、炭化したオニグルミ、カシワ、ブドウ、キハダ等食用可能な植物遺存体も検出された。さらには縄文時代の遺跡では初めてササ属種子も確認される等、縄文時代後期から晩期の食生活や環境を復元する上で貴重な資料が得られている。カリンバ川のほとりは現在林になっているが、黒色土層の存在と珪藻の分析等から、縄文時代後期後葉から晩期前葉にかけては暮らしに適した環境であり、盛んに利用されていたことが明らかとなっている。



- 遺構時期凡例
- 縄文時代後期中葉
  - 縄文時代後期後葉
  - 縄文時代晚期前葉
  - 縄文時代晚期後葉
  - 擦文時代
  - アイヌ文化期
  - その他の時期

図 12 東地区の遺構位置図





0 20 40m

遺構時期凡例	
● (Red)	縄文時代後期中葉
● (Blue)	縄文時代後期後葉
● (Yellow)	縄文時代晩期前葉
● (Green)	縄文時代晩期後葉
● (Orange)	擦文時代
● (Brown)	アイヌ文化期
○ (White)	その他の時期

図 13 西地区と北地区の遺構位置図





土坑墓 (TR-2 Pit-2)  
縄文時代後期後葉～晚期前葉



詳細分布調査状況 (平成 12 年度)



土坑墓 (TR-2 Pit-10) 縄文時代晩期中葉



竪穴住居跡・土坑墓検出状況 (TR-10)  
縄文時代後期後葉～晚期前葉



土坑墓検出状況 (TR-3)  
縄文時代後期後葉～晚期前葉



竪穴住居跡・土坑墓検出状況 (TR-14)  
縄文時代後期後葉～晚期前葉



角柱礫出土状況 (TR-14 KD-1) 縄文時代後期後葉





土坑墓 (TR-94 Pit-1)  
縄文時代後期後葉～晩期  
前葉



詳細分布調査状況 (平成 15 年度)



土坑墓 (TR-113 Pit-1)  
続縄文時代



盛土遺構・竪穴住居跡検出状況 (TR-132)  
縄文時代中期後葉



竪穴住居跡 (札幌大学調査区 昭和 51 年)  
擦文時代前期



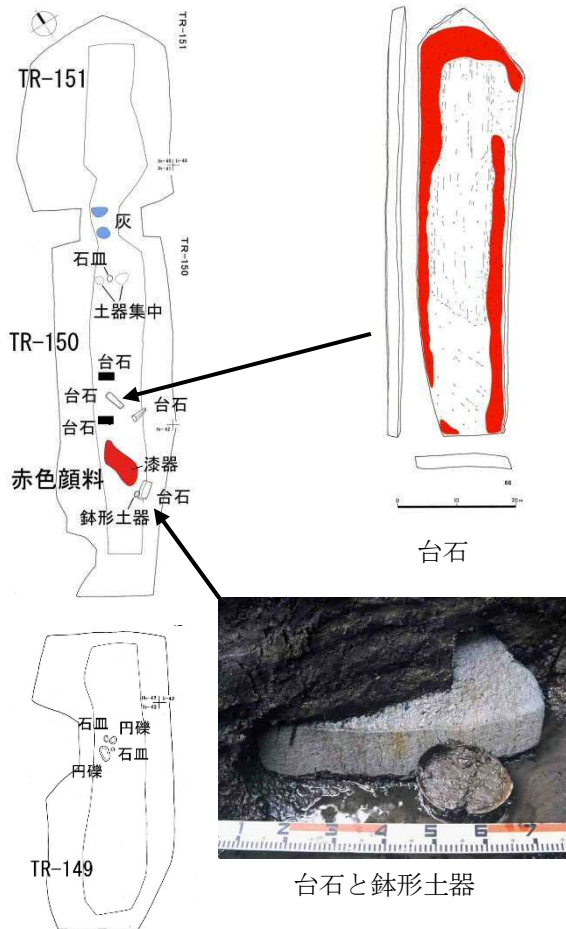
竪穴住居跡・土坑墓検出状況  
(TR-115) 縄文・続縄文時代



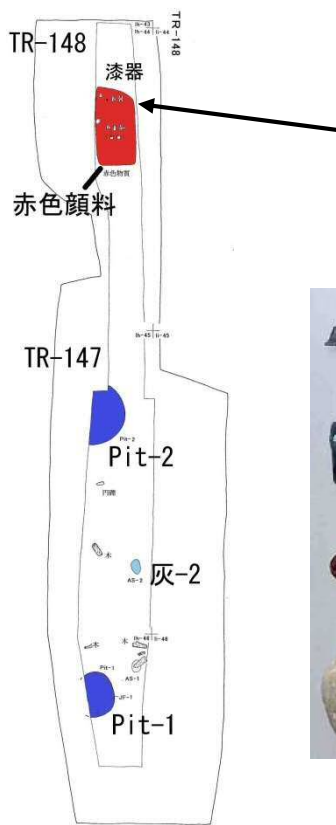
カリンバチャシ跡の壕 (TR-113)  
アイヌ文化期

図版 7 西地区の遺構・遺物





詳細分布調査状況  
(平成 14 年度 TR-147)

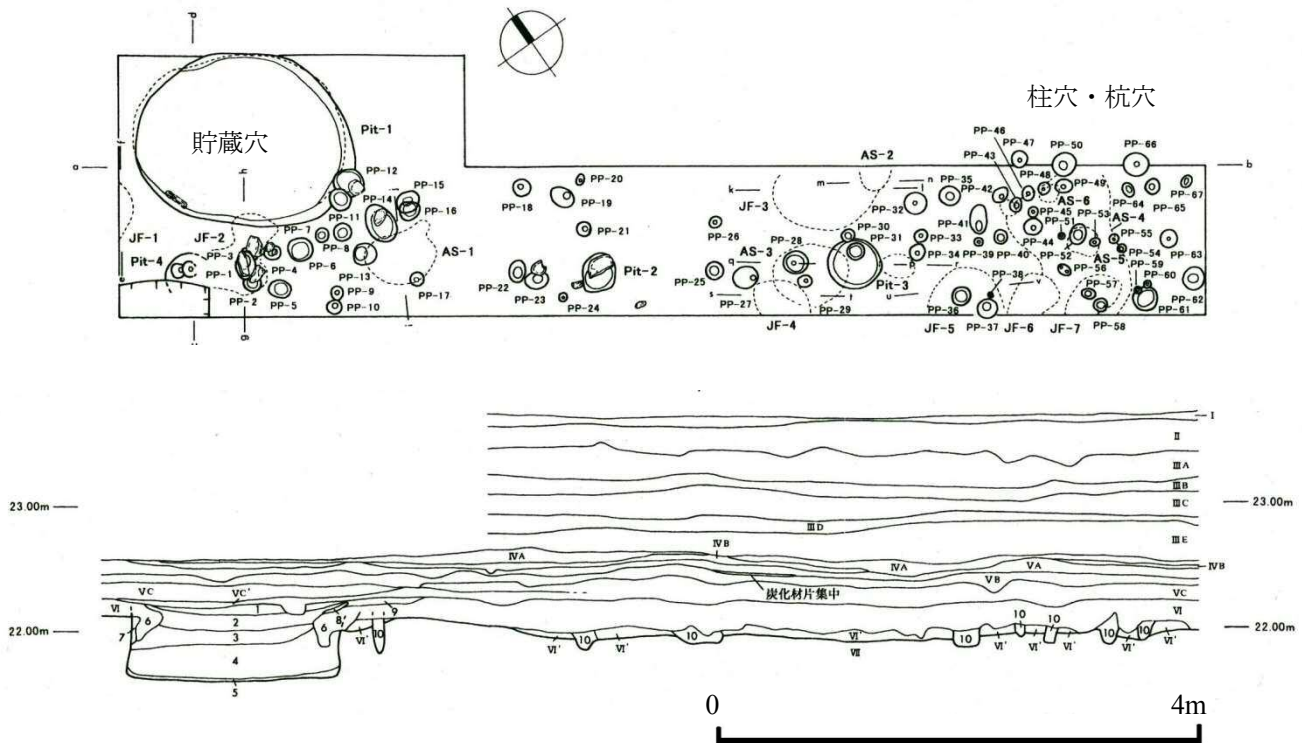


漆塗り腕輪



サメ歯、玉、土製品、骨製品

図 14 北地区の遺構・遺物 (TR-147～151)



TR-153 の遺構分布と地層



詳細分布調査状況  
(平成 15 年度)



土器検出状況



貯藏穴

図 15 北地区の遺構・遺物 (TR-153)



## 第5節 周辺環境

恵庭市は、北海道の中央部、道都札幌市と新千歳空港のある千歳市との間に位置している。市域は、西側に標高 1,320mの恵庭岳を最高点とする山岳部と、そこから広がる標高 60～200mほどの高位段丘面、さらにその東側は標高 10～50mほどの低位段丘面と沖積面で構成されている。市の総面積は 294.87 km<sup>2</sup>、総人口は 69,042 人、世帯数は 31,795 世帯である（平成 28 年 2 月末現在）。

恵庭市は、道都札幌市に近く、車、鉄道、飛行機、フェリー等さまざまな交通体系が利用できる利便性が良好な都市である。高速道路は、道央自動車道と道東自動車道が通り、市街西部には恵庭インターチェンジがある。恵庭インターチェンジから史跡までの所要時間は 10 分ほどである。鉄道は JR 千歳線が縦断しており、市内には島松駅、恵み野駅、恵庭駅、サッポロビール庭園駅の 4 駅がある。快速電車による恵庭駅までの所要時間は、札幌駅から 24 分、新千歳空港駅から 13 分と短い。新千歳空港には、東京や大阪を始め国内各都市から定期便が運航しており、さらには国際線も就航している。苫小牧港から恵庭までは車を利用して 1 時間ほどであり、フェリーを利用した関東、東北地方からのアクセスも可能である。

史跡カリンバ遺跡は、恵庭駅から約 800m、国道 36 号線からは約 300m の距離であり、アクセスは非常に良い。史跡の周辺は区画整理が行われ、新興住宅街へと変貌している。近くには、黄金ふれあいセンターや福祉施設、総合体育館、恵明中学校等の公共施設、私立大学である北海道文教大学、大型店舗等があり、市民生活に密着した施設が多い。

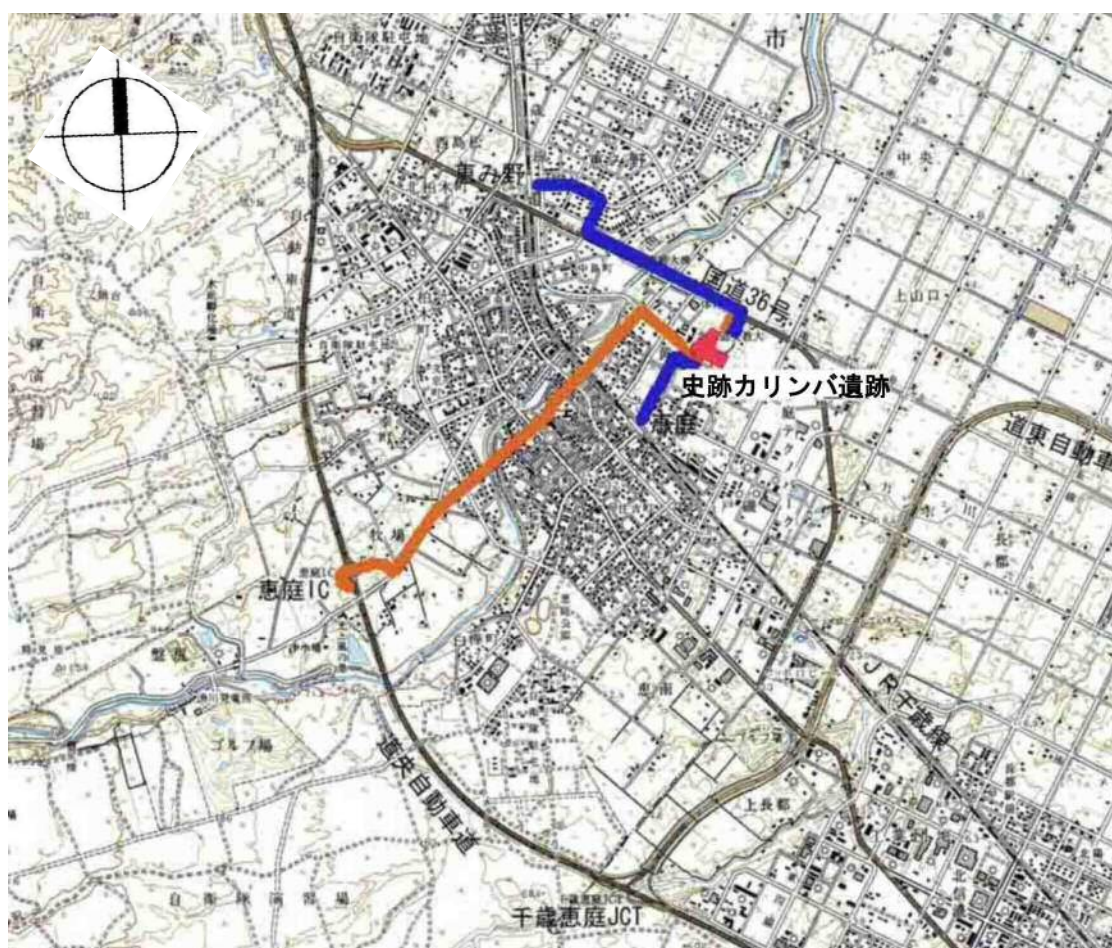
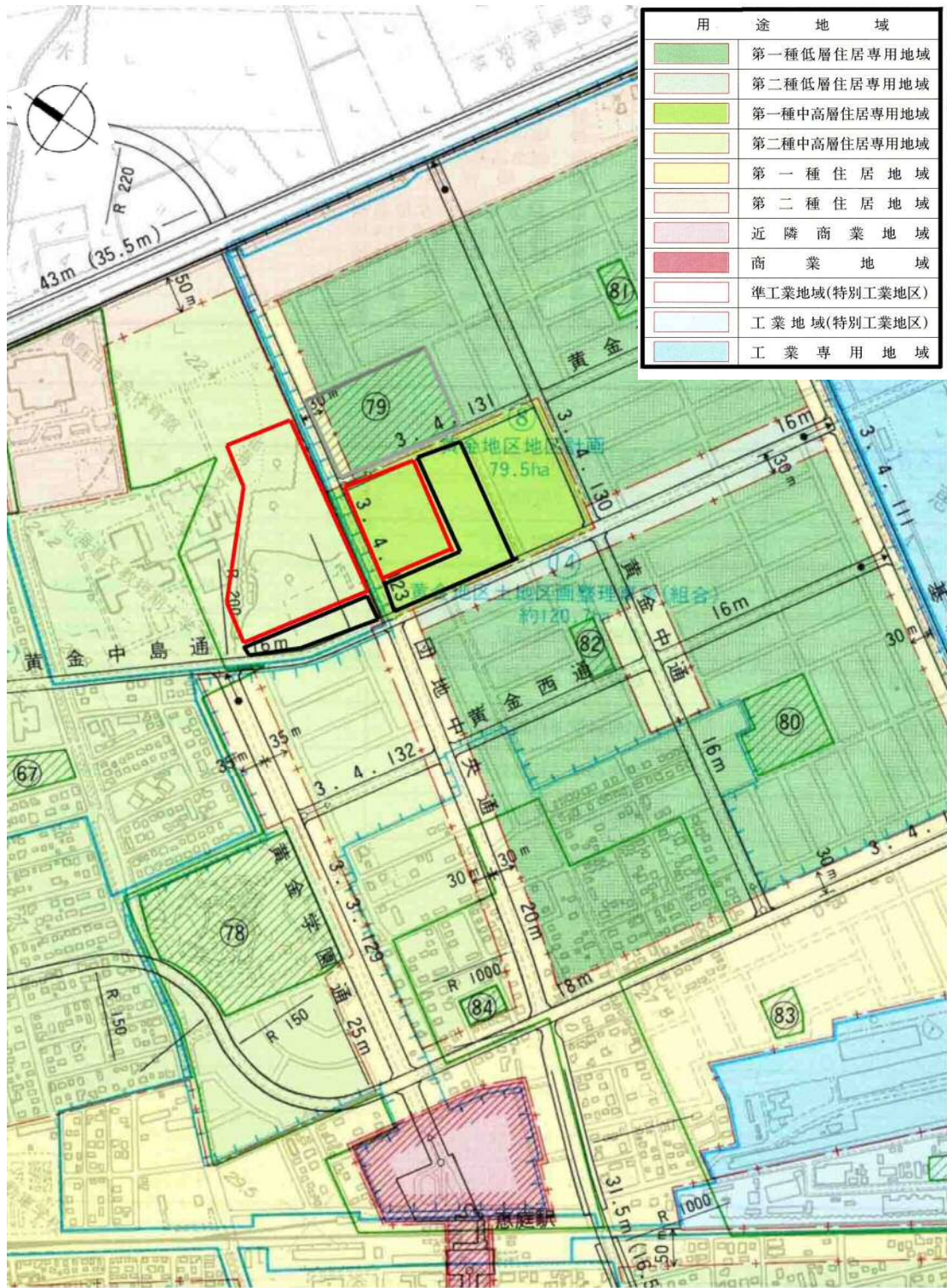


図 16 史跡カリンバ遺跡の位置とアクセス





- 史跡指定地
- 史跡関連用地
- 史跡周辺地区  
(カリンバ自然公園)

図 17 史跡カリンバ遺跡周辺の土地利用計画



## 第6節 景観

史跡指定地は、草地と林地で構成される。史跡関連用地や史跡周辺地区を含めると、草地部分は約2.8ha、広葉樹等の林地は約5.5haあり、総面積は約8.3haになる。史跡指定地は、西地区に老朽化したサイロや旧溜め池がある他、東西両地区にカラマツの並木がある。段丘面は、標高25～26メートルほどのほぼ平坦な土地で、東地区の段丘縁近くに最高点があり、そこから南側にかけて緩く傾斜している。段丘から南側を見ると街路樹越しに住宅街が目に入る。史跡指定地を分断する市道団地中央通は、幹線道路であり車両の往来が多い。史跡の周辺は、黄金土地区画整理事業施行後に住宅街に変貌していることから、史跡指定地とその周辺は地域住民にとって住宅街に残る貴重な緑の空間となっている。



景観写真の撮影方向（写真：グーグルアースより）

### No. 1



遠景（中央：市道団地中央通 南西から）

図版8 遺跡の景観（1）

No. 2



西地区（南から）

No. 3



西地区（南西から）

No. 4



東地区（南西から）

No. 5



北地区（南から）

図版9 遺跡の景観（2）



## 第5章 整備の方向性

### 第1節 保存管理計画

保存管理計画は、史跡の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準を策定し、将来にわたって史跡の保存管理や整備事業の実施について規定したものである。

保存管理の方法として、自然景観や遺跡を保護するため、地下水、湧水の水量確保、包含層を覆う表土の確保、樹木・草本類の計画的な植栽、史跡内の工作物の景観配慮等が記されている。

また、史跡の維持に必要な管理行為及び保存整備事業に伴う行為を除き現状変更は基本的に行わないこと等が明記されている。

保存管理計画書の概要は、以下のとおりである。

#### 第1項 基本方針

##### 1. 現状把握

この史跡の大きな特徴は、漆塗り装身具や玉等の多数の副葬品を伴う土坑墓の存在である。保存管理計画はこのような史跡の特徴を損なうことなく、次世代へ継承することを目的として策定するものである。史跡にはこれまでの発掘調査や詳細分布調査により、史跡を構成する遺構・遺物が良好に保存されていることが確認されている。

市は既に史跡指定地を全て公有化し、また史跡指定地と周囲の公道との間の土地のかなりの部分も史跡関連用地等として購入した。市ではこれらを一体のものとして保全と活用を図っていく構想である。

史跡がある黄金地区は、急速に宅地化が進んでいる。その結果、史跡とその周辺にのみ自然が残る状況となり、一帯は地域住民の憩いの場になっている。また、毎年春先に行っている史跡の清掃は、遺跡に係わるボランティア団体、地元町内会、郷土資料館の3者が協力して行い、大勢の市民が参加している。このように史跡に対する関心も徐々に高まりつつある。こういった地域住民の活動をさらに活発なものとし、市民生活における史跡の存在感をより高めるには、史跡の保存と管理に万全を期す必要がある。

##### 2. 保存管理の基本方針

保存管理の基本方針は、史跡の現状保全を第一とする。第二に史跡の整備・活用事業等、文化財保護のために必要な措置を実施することとする。当然ながらその際には史跡の本質的価値を損なわず、その価値を最大限活かすように配慮する。さらに、史跡周辺の景観についてもその維持に努めることとする。第三に遺跡の詳細な内容把握や遺構・遺物に関する調査研究は継続的に実施する。これら3つを基本方針の柱とし、また、調査研究の成果を整備・活用事業に反映させ、史跡カリンバ遺跡が縄文時代における埋葬習俗、装身文化、漆工技術等に関する情報発信基地となるように努める。

## 第2項 保存管理の方法

### 1. 史跡指定地

史跡指定地は、史跡の本質的価値を構成する遺構・遺物が良好に保存されており、今後ともその保全に万全を期することとする。そのため例外的に現状変更を実施する際には、必要性や方法について事前に十分な検討を行うこととする。

・**水量の確保** 史跡内の地下水や湧水は水量を確保する必要があるが、徐々に減少している。湧水は、遺跡の保存に必要不可欠な要素で、自然景観や遺跡の成り立ちを考える上でも欠かせない存在である。水量の減少は、地下遺構の保全に悪影響を及ぼすことから、水量の調査が必要であり、その確保に十分な措置を講ずる必要がある。

・**表土の確保** 段丘面は、過去に耕作が行われており、地表から遺構や遺物包含層までの深度は20～25cmと浅い。段丘面の表土が薄いことは地下遺構の保全に悪影響を及ぼすことから、盛土や適切な植生による被覆を検討し、流失を防ぐための措置が必要と考えられる。

・**計画的な植栽** 植物は、植林されたカラマツ並木やトドマツ並木、帰化植物のオオアワダチソウやタンポポモドキ（ブタナ）等は除去するが、それ以外の自然植生は、そのまま活かす方向で検討する。植栽を行う際には、発掘調査で検出された花粉分析のデータ等を参考として古植生の復元に努め、地下遺構の保護にも十分配慮する。また、無秩序な植栽にならないよう一定のルール作りが必要であり、それについては今後の整備基本計画で定めることとする。

・**工作物の景観** 指定地内の通路や案内板等工作物の外観・色彩は、その形態、材料及び色彩が周囲の史跡景観と調和が取れるように配慮する。

・**境界杭の設置** 現在史跡の境界にはプラスチック製の仮杭が設置されているが、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に則した恒久的な杭を設置する等して、史跡の境界を明確化する必要がある。

・**図面の作成** 指定時点の現況記録を整備した上で今後の保存活用を進めるためにも、史跡と周辺の現況を詳細に記録した基礎図面を今後作成することとする。

### 2. 史跡周辺地区

(1) 南西側周辺地区①・②は、ガイドンス施設、体験学習施設、駐車場等を建設する活用地域として考えており、埋蔵文化財包蔵地としての取り扱いや景観に配慮した措置を講ずる必要がある。

・**工作物の景観** ガイドンス施設等の建物や工作物の外観・色彩は、その形態、材料及び色彩が周囲の史跡景観と調和が取れるように配慮する。

・**計画的な植栽** 植物は、史跡指定地と同様な基準を適用し、植林されたカラマツ並木やトドマツ並木、帰化植物のオオアワダチソウやタンポポモドキ（ブタナ）等は除去するが、それ以外の自然植生はそのまま活かす方向で検討する。植栽を行う際には、発掘調査で検出された花粉分析のデータも参考とし、地下遺構の保護にも十分配慮する。

(2) 南東側周辺地区は、ミズナラ、トドマツ等の二次林であり、自然環境が保全され、史跡の景観が維持されるよう努める。

(3) 北東側周辺地区(カリンバ自然公園)は、整備された都市公園で、林内の低地面には遊歩道、段丘面には遊具やトイレ等の便益施設がある。今後も都市公園として管理されることから、史跡の理解のために必要な低地面の自然植生を維持することとする。

(4) 史跡の北西側は、私立大学と隣接する。今後、史跡の景観を損ねるような構築物が建つ等史跡に影響を与える行為の発生も考えられることから、大学側と情報の共有を図り、史跡の保存・活用に調和的な土地利用が進められるよう理解と協力を求める。

### 第3項 現状変更等の取扱い基準

#### 1. 史跡指定地

史跡の維持に必要な管理行為及び保存整備事業に伴う行為(発掘調査や整備事業等)を除き、現状変更は基本的に行わないこととする。維持のために恵庭市が実施する管理行為は、以下のようなものとする。

(1)「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」第4条に規定された維持の措置に該当するもの

①地表面 大雨等の際に軽微な表土の流出や小規模崩落が生じた際の現状復旧(第4条の第1号及び第2号に対応)

②植物 台風等で折損した樹木の折枝の伐採及び切口腐朽防止剤等の塗布、倒木の伐採及び撤去。病虫害に罹患した数本程度の植物の伐採、除去(いずれも第4条の第2号及び第3号に対応)

(2)文化財保護法第125条第1項ただし書きに規定された「非常災害のための必要な応急措置」に該当するもの

①大雨、台風等の際に、斜面崩壊危険箇所や浸水箇所等へ被害拡大防止のために行う土嚢の設置や、簡易な土留め杭・立入禁止柵等仮設の工作物の設置

(3)日常的維持管理に属するもの

①指定地の日常的清掃

②植生の管理(剪定、刈込、病虫害駆除、施肥、危険枝・支障枝・枯枝等の伐採、危険木・倒木・枯木等の伐採及び除去、下刈り、つる切り・枝打ち等)

③文化財保存活用施設(説明板・柵等保存管理施設、ベンチ等休養施設、便所等便益施設)の清掃、補修(建造物及び工作物の再塗装や部材の補修等、説明板等の内容変更等)

#### 2. 史跡周辺地区

南西側周辺地区①・②は、史跡の保存と活用のために必要な区域である。この場所は埋蔵文化財包蔵地であることから、その取扱いに関しては今後の整備計画策定等を通じて慎重に検討し、史跡指定地に準じる現状変更等の取扱い基準を適用する等保全を図る。

南東側周辺地区と北東側周辺地区は、恵庭市教育委員会及び恵庭市の所管であり、これらの地区における現状変更については、取扱いの基準を明確にする。また、史跡指定地の北西側は私立



大学の所有地であり、史跡の良好な景観等の維持が図られるよう大学へ理解と協力を求めている。

#### **第4項 障害物等の取扱い**

##### **1. 史跡指定地**

史跡指定地は、かつて農地として利用されていたため、サイロ、旧溜め池、素掘り水路等がある。そのほかに旧道路や水たまり等、史跡と直接関係のない構築物、史跡の保存管理上支障をきたす構築物がある。

また、縄文時代の植生とは異なる人工林のカラマツ並木やトドマツ並木も見られる。これらについては、史跡にふさわしい景観となるよう基本的に撤去・移転・復旧等を検討することとする。

##### **2. 史跡周辺地区**

市道団地中央通は、幅員 20mの都市計画道路であり、恵庭市街と恵み野市街をつなぐ市民生活上重要な路線である。しかし、道路は史跡中央を縦断し、史跡の一体的な保存活用を妨げている側面がある。整備に当たっては、利用者が安全に道路を横断できるよう十分に考慮する必要がある。

また、市道団地中央通を含め史跡周囲の公道は、近年交通量が増加しており、その傾向は今後も続くと考えられる。よって史跡及び周辺市有地と道路の境界は景観に配慮しつつも、史跡利用者のための十分な安全対策を検討する必要がある。

#### **第5項 アクセスルートにおける案内標識等の整備**

史跡への案内標識は、現在国道 36 号線恵庭バイパスに木製の標識が設置されているが、小さく目立たないものである。今後史跡へ至る主要な道路上に適切な大きさの案内標識を設置することを関係機関と協議の上検討する。設置箇所は、国道 36 号線恵庭バイパス、道道江別恵庭線（旧国道 36 号線）、市道基線通、市道川沿大通の各道路を經由して史跡へ至る経路上を想定している。こうして市内のみならず市外からの見学者の誘導に配慮することとする。

(平成 23 年 3 月制定)

## 第2節 市民ワークショップによる意見集約

### 第1項 集約方法

カリンバ遺跡の史跡指定後、カリンバ遺跡にふさわしい整備の方向性を市民の方自らが考える機会として平成17・18年に「カリンバ遺跡整備ワークショップ」を実施した。開催数は7回に及び、ワークショップ形式の他、展示会やフォーラム、講座、講演会等を利用して意見を募集した。その結果、約360件の意見が寄せられた。これらの結果を再度検討し、本整備計画の参考とした。  
(平成18年11月集約)

### 第2項 集約結果

整備基本計画の策定にとって有意義と思われる意見を以下にまとめた。意見は多岐に及び、中には重複する意見も含まれているが、ここではそれらを整理し下記の5項目に分類した。また、それらの意見が整備基本計画にどのように反映されたか、または反映できなかったかを明記した。

#### 1. 基本的事項

最も基本的な事として、史跡カリンバ遺跡の整備は遺跡の特徴を最大限生かしたものとし、漆塗り装身具を世界に情報発信できるような整備を行ってほしい。また、縄文時代に学び、史跡カリンバ遺跡を地域の資源として活用できるよう、さらには市民参加型の史跡運営を目指してほしい。

→本基本計画では、「第6章第5節施設計画」、「第6章第6節運営及び体制等について」、「第6章第7節活用計画」で上記意見を反映しました。

#### 2. 活用

道都札幌市や新千歳空港に近いという、地理、交通上の好環境を活かし、観光資源としての魅力ある整備と、街の活性化につながる史跡の活用を望む。

→本基本計画では、「第4章第5節周辺環境」、「第6章第7節活用計画」で上記意見を反映しました。

#### 3. 博物館施設

博物館施設建設については大きな特徴のある博物館を望む。これに対し周囲の自然環境になじむ目立たない外観で建築してほしいとの意見もある。いずれにしても周辺の自然景観を活かし環境に調和した建物を希望する意見が多い。また、漆製品、勾玉、土器等を製作できる体験型博物館とし、縄文時代を体感できる施設、さらには、学校の課外学習の場となるような整備を望む。

展示にはカリンバ遺跡の出土品だけでなく、西島松5遺跡や柏木川4遺跡等を含め恵庭全体の先史時代がわかるようにしてほしい。大型合葬墓には縄文時代の人々の死者を尊ぶ気持ち、心、優しさが込められており、今の子供たちにそれが伝わるような展示構成を望む。さらに発掘そのものを後世に伝えていく必要があるし、見るだけでなく体感できる展示や参加型の展示を通じ

て遺跡の内容を伝えるといった工夫がほしい。

→本基本計画では、「第6章第4節整備計画」、「第6章第5節施設計画」、別冊恵庭市埋蔵文化財センター編で上記意見を反映しました。

#### 4. 史跡公園

現在の自然にはできるだけ手を加えないことを基本にしながら、当時の自然環境を復元したら良い。史跡カリンバ遺跡の名前の由来となったカリンバ川を復元する。「カリンバ」はアイヌ語で「サクラの木の皮」を意味することから、サクラの木を植樹する。遊歩道は往時の自然を体感でき、歩きながら縄文時代を学べる遊歩道の整備を望む。その他、竪穴住居跡、漆のモニュメント等の設置を望む。

→本基本計画では、自然環境の復元、サクラの植樹、遊歩道の整備を「第6章第4節整備計画」に反映しました。

○基本計画への反映が困難だった意見とその理由

(1) カリンバ川の復元：川の復元は費用などの面から困難です。ただし、遺跡の保護のためにも水量の維持は必要と考えられることから、水文環境の調査を実施する方針です（第6章第4節整備計画）。

(2) 竪穴住居跡、漆のモニュメント等の設置：竪穴住居跡の復元は、大型合葬墓と同時期の縄文後期後葉の住居跡が史跡にないことから見送る方針です。それに代わり、史跡現地での縄文晩期前葉の住居跡解説板の設置、及びガイダンス施設での縄文後期後葉住居跡のレプリカの展示を検討しています（第6章第5節施設計画）。漆のモニュメントの設置は、整備基本構想で「段丘面は縄文のたたずまいを体感できる場として（中略）整備・活用する」としており、史跡周辺では困難な状況です。ただし、道路の案内標識としては検討していきたいと考えています（第6章第4節整備計画）。

#### 5. 市道団地中央通

市道団地中央通の上に通路を設け、道路で分断された史跡を一体的に見せる整備を行い、各ゾーンを上手く連結してほしい。また、市道団地中央通自体の存在に疑問があり、将来的には迂回路を作る等検討してほしい。

→本基本計画では、一体的な史跡整備を「第6章第4節整備計画」に反映しました。

○基本計画への反映が困難だった意見とその理由

(1) 市道団地中央通の廃止：市道団地中央通は、将来的に恵庭駅と恵み野地区を結ぶ幹線道路です。道路建設の補助金等の関係もあり、道路の廃止は将来的な課題です。

(2) 各ゾーンをうまく連結する：市道団地中央通の上に高架橋を設置することも検討しましたが、昨今のバリアフリーの考え方からするとなじまず、また、経費及び維持管理の面からも難しいと考えられます（第6章第4節整備計画）。



## 第3節 整備基本構想

整備基本構想では、整備事業の意義、目的・理念、整備の基本的な考え方及び整備手法について述べ、史跡内に残された墓域、作業・生活空間を良好な状態で将来に引き継ぎ、さらに大型合葬墓の復元展示、漆製品を始めとする出土遺物を保存・展示するガイダンス施設（仮称 カリンバ館）を史跡近くに設けること、史跡カリンバ遺跡と縄文文化を正しく理解するための調査研究を継続させる必要性等が謳われている。

この基本構想は、「カリンバ遺跡整備計画策定委員会」が第5章第2節「市民ワークショップによる意見集約」等を参考にして策定したものである。基本計画は、この基本構想を肉付けし、具体化したものである。

基本構想の概要は、以下のとおりである。

### 第1項 整備・活用の意義

史跡カリンバ遺跡は、長い縄文時代のなかでも共同墓地や装身具等、独特な文化をもった縄文時代後期から晩期にかけての社会を今に伝える貴重な遺跡であることから、この史跡を後世に伝え縄文文化を学び、現代に活かす意義は大きいと考えられる。

### 第2項 整備・活用の目的・基本理念

「北国の大地がはぐくむ縄文の美とこころ」

史跡カリンバ遺跡は、縄文時代からアイヌ文化期に及ぶ複合遺跡であるが、その特徴は縄文時代後期後葉から晩期前葉にかけての多量の漆塗り装身具が検出された段丘上の土坑墓群と、生活・作業空間として機能していた低地部がセットで残されていることである。このことにより、カリンバ遺跡は、縄文時代後期から晩期にかけての埋葬習俗、装身文化、漆工技術等を考える上で極めて貴重な遺跡であり、史跡として指定し保存すべきと考えられた。だが、これまでの発掘調査は史跡の一部に限られており、その全体が必ずしも明らかではない。史跡を保護しつつ調査研究を続けることによって史跡の全体像を明らかにしていく必要がある。

また、整備・活用においては貴重な漆文化遺産を後世に継承し、郷土の歴史学習の場とするとともに、縄文時代のたたずまいを体感できるような場所にする。

### 第3項 整備・活用の基本的な考え方、及びその手法の概略

#### 1. 調査研究

調査研究に基づく整備を基本とし、カリンバ遺跡と縄文文化を正しく理解するための調査研究を継続させる。

#### 2. 活用

史跡は地域全体の歴史と文化の学習や、地域住民の活動拠点になることを目指した整備・活用がなされなければならない。史跡周辺は宅地化が進行しているが、史跡は緑豊かな環境に恵まれており、日常的に癒しを求めて地域住民が訪れる都市型の遺跡公園を目指す。さらには市

外からの観光客も呼び込み、修学旅行生等の学習の場として活用を図る。

これらの活用のためには、確認された遺構・遺物、レプリカ、調査写真、パネル等を展示し学習するガイダンス施設、重要文化財を含む漆塗り装身具等を適切に保管する収蔵施設、遺跡への理解を深める体験学習施設、地域住民主体の活動拠点としてのスペース、野外における遺構等の解説・標示、遊歩道やベンチの整備、植栽等が必要である。

なかでもガイダンス施設は質・量ともに世界に誇れる「赤いウルシのアクセサリー」をテーマにした展示情報館を目指し、関連する市内の遺跡と出土品についても情報提供する。

### 3. 自然景観

段丘面は、縄文時代のたたずまいを体感できる場として、低湿地は自然環境を学び、森と水に親しめる空間として整備・活用する。

### 4. ゾーニング

史跡は、段丘面と低地面に大別されること等から、整備区域を以下の3ゾーンに分け、これらをスムーズにつなぐ動線を計画する。整備に当たってはそれぞれのゾーンの特性に合致した整備を実施するものとする。

「縄文の広場ゾーン」は、現状の樹林・草地を活かした緑の空間を維持する。史跡のなかの道路縁辺には境界樹を植栽し、散策し憩える空間を提供する。

「自然学習ゾーン」は、湧水と湿原を生かした自然学習の場とする。段丘崖下の湧水地を始め低地面の水の流れを絶やさないう水環境の保全を図るとともに、林内にはできるだけ植生を傷めることのないよう木道等による遊歩道を設ける。

「展示・体験ゾーン」は、史跡の内容を伝えるガイダンス施設、体験学習施設等の設置を検討する。

## 第4項 整備・活用上の課題

カリンバ遺跡は、多数の土坑墓と合葬墓に副葬された多量の漆塗り装身具を残した遺跡であるが、合葬墓は市道団地中央通建設地以外に確認されていない。そのため、現地で遺構を見せる「遺構展示」の手法はとれず、復元遺構の展示手法に課題が残る。カリンバ遺跡を正しく伝えるための調査研究は必要である。見せる・体験させるための発掘も史跡を活用する一つの方法と考えられるが、その手法には問題も多く検討課題である。

史跡を二分している市道団地中央通は、動線計画上検討を要する。東西地区の連絡方法は、安全性を考慮する必要があるが、市道団地中央通の取扱いは将来的な課題とする。

史跡カリンバ遺跡の整備・運営を計画するにあたっては、効率的で効果的な経費を念頭に進める必要がある。

(平成20年5月制定)